小平市ごみ集積所跡地売払い案内書

令和4年度

小平市

小平市ごみ集積所跡地売払い案内書

この案内書は小平市がごみ集積所跡地(以下、単に「跡地」といいます。)の売却を行うにあたって、購入を希望する方に売払いの概要について説明いたします。購入を希望される方は、次の各事項をご確認のうえで資源循環課までご相談、お申込みください。

1 購入希望の相談

環境部資源循環課で購入希望の相談をお受けいたします。お電話にての相談もお受付けいたします。

受付可能	土曜、日曜、祝日、年末年始を除く午前9時から午後4時			
日時	(正午から午後1時を除く)			
受付場所	小川東町5丁目19番10号(リサイクルセンター内)			
電話番号	0 4 2 - 3 4 6 - 9 5 3 5			

2 売払いを実施する跡地について

売払いを実施する跡地は、市が所有する跡地のうち、次の①から③のいずれにも該当しないものです。

- ①公共用地としての活用をする跡地。
- ②マンホールなどが存在する跡地。
- ③その他

購入を希望する跡地が売却対象となるかご不明な場合、資源循環課までお問い合わせください。

3 跡地を購入することができる方について

跡地を購入することができる方は、購入を希望する跡地に隣接する土地の所有権を有していて、かつ、原則としてその跡地を購入することによって所有する土地が整形地等になる個人又は法人のみです。隣接する土地の所有者等が2名以上ある場合は、別紙、同意書により全ての土地所有者等の同意を取ってください。

4 跡地の売払い価格について

個々の売払い価格については、事前に確認いただければ、相談時にお知らせいたします。

5 購入のために必要な書類及び申請書

跡地の購入申請にあたって必要な提出書類は以下のとおりですが、購入を希望する跡地が売却可能なものであるかなど、事前に資源循環課で確認を行う必要がございますので、書類を準備する前に一度、資源循環課までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。売却可能なものであるときには、購入希望の意思に変更がなければ、売払いを受けるための申請書を資源循環課へ提出していただきます。

【必要書類一覧】

	対象者	必要書類	部数
		小平市普通財産売払い申請書 (記入済のもの)	1部
	全ての方	跡地に隣接する土地(購入を希望する方が所有する土地)の 登記事項証明書(全部事項証明書)または、固定資産税の納 税通知書(1頁、4頁の写し。共有名義の場合は3頁の共通写 しも必要。)	どち らか 1部
	隣接する地権者 が他にいる場合	同意書	1部
	個人の方	購入される方の住民票(本籍、続柄及び個人番号の記載のな	1 部
		いもの)	(注)
		購入される方の印鑑登録証明書	1部(注)
	法人の方	購入される法人の登記事項証明書 (現在事項証明書)	1 部
		購入される法人の印鑑登録証明書	1部

(注)…共有名義の場合は、各名義人で必要です。

※普通財産売払い申請書については市ホームページからのダウンロードや、資源循環課窓口において入手いただくことができます。

- ※登記事項証明書(全部事項証明書)については登記所(法務局)で取得できます。
- ※各種証明書類は、発行日から3か月以内のものをご提出ください。

6 売買契約の締結及び代金納入について

申請書類を提出していただきますと、資源循環課で記載内容などの確認を行います。後日、公共施設マネジメント課より、跡地の売買代金、所有権移転登記に必要な登録免許税(印紙にて納付)の額、契約書に貼付するのに必要となる印紙の額や契約の締結時に必要なものをお伝えしますので、それぞれをご準備ください。ご準備ができましたら、公共施設マネジメント課(電話:042-346-9557)へご連絡をいただき、契約日時を決めさせていただきます。

土地売買契約書は、契約書の見本を掲載しておりますので、ご参照ください。

売買契約を締結し、売買代金の全額納入後、小平市において所有権移転嘱託登記を行います。なお、売却代金の支払い方法は一括払いのみとさせていただきます。あらかじめご 了承ください。

7 登記関係書類の受領について

所有権移転嘱託登記の完了後、登記完了書類などを受領していただくために公共施設マネジメント課から連絡させていただきます。書類を受領していただきますと、跡地の売却 手続きが全て終了となります。

8 問合せ先

	担当課	電話番号	
	資源循環課		
土地・申請に関すること	〒187-0031	042-346-9535	
及び申請書提出先	小平市小川東町5-19-10	042-546-9555	
	(リサイクルセンター1 階)		
	公共施設マネジメント課		
契約・金額に関すること	小平市小川町2-1333	042-346-9557	
	(小平市役所2階)		

小平市長 殿

住 所 申請者 氏 名 電話番号

小平市普通財産売払い申請書

下記のとおり、普通財産を購入したいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

所 在 地	区分	数量	使用目的	摘要
		m^2		
		m^2		
		m^2		
		m^2		

添付書類

- 1 住民票の写し(連名の場合にあっては全員分、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書)
- 2 当該財産の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- 3 利害関係人の同意書
- 4 印鑑登録証明書(連名の場合は全員分)

年 月 日

小 平 市 長 殿

隣接土地所有者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

下記の公共用財産をます。

に売払いすることについて隣接土地所有者として同意し

記

1 売払いをする市所有地

所 在 小平市

町

番

2 同意者の所有する土地の所在地 (隣接する土地)

所 在 小平市

町

番

記入見本

別記様式第1号(第6条関係)

小平市長 殿

年 月 日

購入される方(・法人)の住所・氏名・電話 番号を記入してください。

住 所 小平市小川東町5丁目19番10号

申請者 氏 名 小平 太郎

電話番号 042-346-9535

小平市普通財産売払い申請書

下記のとおり、普通財産を購入したいので、関係書類を添えて申請いたします。

所在地は地番(住居表示ではありません) で記入してください。 記

所在地	区分	数量	使用目的	概要
小平市●●町・・・	雑種地	5. 55 m²	宅地化するため	
		m²		
		m²		
		m²		

添付書類

- 1 住民票の写し(連名の場合にあっては全員分、法人の場合にあっては法人の登記事項証明書)
- 2 当該財産の案内図、公図の写し及び実測図の写し
- 3 利害関係人の同意書
- 4 印鑑登録証明書(連名の場合は全員分)

記入見本

同 意 書



年 月 日

小 平 市 長 殿

購入希望の土地に隣接する土地の 所有者が記入してください。

隣接土地所有者

住 所 小平市●●町・・・

氏 名 小川 花子

電話番号 042-346-●●●

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表

同じ氏名を記入してください。

下記の公共用財産を 小平 太郎 ます。

小平市普通財産売払い申請書の申請者と

個人の場合、印鑑は認印でも可。法人等の 場合は代表印などを押印してください。

記

1 売払いをする市所有地

所 在 小平市 • • • 番

1・2ともに

所在は地番(住居表示ではありません) で記入してください。

2 同意者の所有する土地の所在地(隣接する土地)

所 在 小平市 ●●●●町 ・・・番

土地壳買契約書

買主 〇〇 〇〇 を甲とし、売主 小平市を乙として、甲乙間において、次の条項により土地売 買契約(以下「この契約」という。)を締結する。

(目的)

第1条 乙は、その所有する第2条に掲げる土地(以下「この土地」という。)を甲に売り渡すものとする。

(売買物件)

第2条 この土地は、次に掲げるとおりとする。

所 在 地 番	地目	地積(公簿地積)
小平市○○町○丁目○○○番○○	000	$\bigcirc\bigcirc.\ \bigcirc\bigcirc\texttt{m}^2\ (\bigcirc\bigcirc.\ \bigcirc\bigcirc\texttt{m}^2)$

(売買代金)

- 第3条 この土地の売買代金は、総額 金 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0円(この土地の1平方メートル当たりの単価 \bigcirc 0 \bigcirc 0 \bigcirc 0円)とする。
- 2 売買代金については、実測清算は行わないものとする。

(売買代金の支払い)

第4条 甲は、前条の代金を、乙の指定する支払方法により、令和○○年○月○○日までにその指定 する場所において支払うものとする。

(延滞金)

第5条 甲は、第3条の代金をその支払い期日までに支払わないときは、その翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該代金の金額に年14.6パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を支払わなければならない。

(所有権の移転及び物件の引き渡し)

- 第6条 この土地の所有権は、甲が第3条の売買代金の支払いを完了したときに、乙から甲に移転するものとする。
- 2 この土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状有姿のまま乙から甲に引き渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 この土地の所有権移転登記は、甲による第3条の売買代金の支払後、甲の所有権移転登記請求に基づき、すみやかに乙の嘱託により行うものとする。

- 2 前項の所有権移転登記は、公簿地積によるものとする。
- 3 第1項の所有権移転登記に要する費用は、甲の負担とする。

(契約の費用)

第8条 この契約の締結に必要な費用は、甲の負担とする。

(契約の解除)

- 第9条 甲又は乙は、この契約に定める義務を相手方が履行しないときは、催告をしないでこの契約 を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、前項の規定により契約を解除した場合は、自己の受けた損害の賠償を相手方に請求することができる。

(公租公課の負担責任)

第10条 所有権移転登記後におけるこの土地の公租公課その他一切の賦課金は、甲の負担とする。

(かし担保責任)

第11条 乙は、この土地に隠れたかしがあっても、その責を負わないものとする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、乙の所在地を管轄する地方 裁判所をもって管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第13条 暴力団等排除については、暴力団等排除に関する特約条項に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第14条 この契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

○○年○○月○○日

小平市小川町二丁目1333番地

 乙
 小平市

 小平市長
 小 林 洋 子